

令和5年度 第8回学長選考・監察会議<議事要録>

日 時 令和6年1月16日(火) 14:00～15:50

場 所 本部棟5階 大会議室(対面及びオンライン)

出席者: 大西議長, 久保田委員, 高塩委員, 谷口委員, 三輪委員
丸橋委員(法文学部長), 河添委員(教育学部長), 石原委員(医学部長),
伊藤委員(総合理工学部長), 上野委員(生物資源科学部長)

欠席者: 秦委員, 磯村委員(人間科学部長)

オブザーバー: 千家監事

陪席者: 藤田理事, 藤波理事, 総務部長, 総務課長, 総務課課長補佐

議決事項1. 学長選考過程を踏まえた課題について

議長から, 学長選考過程を踏まえた課題について資料に基づき説明があり, 議題の設定及び議論の進め方に関して意見があれば提案するよう依頼があった。

委員から, 令和5年度の学長選考における学長候補適任者の推薦締切から学長候補適任者の公表までの期間が約1カ月と長かったがその期間の設定が妥当であったのかどうか, また, 事務局から本会議へ議題が提案される場合があるが提案の過程が適切かどうかの2点を課題に加えることについて提案があり, 議長から, 提案内容を課題12及び13として追加するとの発言があった。

課題1. 学長候補適任者推薦に関わる学長選考・監察会議の役割について

議長から, 学長選考・監察会議(委員)が学長候補適任者を推薦することができない仕組みとなっていることについて課題提起があった。

委員2名から, 学長選考・監察会議(委員)として学長候補適任者を推薦するとバイアスが掛かり得るため現状のままが良いのではないかとの意見があった。

議長から, 学長選考・監察会議(委員)が学長候補適任者を推薦することができない現行規定を維持することについて提案があり, 審議の結果, 異議なく議決された。

議長から, 学長選考等規則第8条第1項の規定において, 学長選考・監察会議委員に選出されている経営協議会学外委員には推薦資格がある一方で, 学長選考・監察会議委員に選出されている教育研究評議会評議員には推薦資格がない(同条第2項)ことが妥当かどうかについて課題提起があった。

委員から, 規定の背景や経緯を調査したうえで検討すべきではないかとの意見があり, 経緯を調査したうえで改めて審議することとなった。

続いて議長から, 学長候補適任者の推薦を活発化するために推薦に必要な人数の見直し及び推薦に係る周知期間の設定について課題提起及び提案があった。

推薦に必要な人数について審議の後, 提案のあった人数について次の通り整理し, 今後, 規

定改正に盛り込むこととした。

- ・教職員（学長選考等規則第8条第1項第1号から第6号）：現行通り「20名」とする。
- ・経営協議会のうち学外委員（同項第7号）：現行通り「3名以上」とする。
- ・島根大学の卒業生（同項第8号）：現行の「3名以上」を「10名」に変更する。

委員から、卒業生については推薦に必要な人数を増やすことになるため、推薦に係る周知期間や周知方法を含めて変更することと合わせて説明する必要があるのではないかとの意見があり、議長から、周知期間については同窓会から意見が寄せられていることから、意見を踏まえて周知を徹底することを条件に適切な人数については10名に変更することを説明するとの発言があった。

課題2. 学長の任期について

議長から、本学の学長の任期の上限を9年としている点について改めて議論したいとの説明があった。

委員2名から、本会議で議論して9年に決定しており、変える必要はないとの発言があり、審議の結果、現行通りとすることが異議なく議決された。

課題3. 学長候補者選考の際の面接の実施について

議長から、学長候補者を総合的に判断し選考するためには面接は必要と考えるが、現行規則に明記されていないことについて課題提起及び提案があり、審議の結果、学長選考等規則に明記することについて異議なく議決された。

課題4. 学長選考・監察会議議長、議長代理の属性と任期について

課題5. 学長選考・監察会議の成立要件・議決要件

議長から、本会議の議長及び議長代理の属性と任期について規則に定めがないため、規定を置く必要があるのではないかと、また、会議の成立要件・議決要件について、オンラインによる出席・議決を認めることを規則に明記するとともに、委任状による議決権の委譲を規定している成立・議決要件の特例は廃止すべきではないかとの課題提起及び提案があった。

委員から、議長の属性については学長選考・監察会議規則第4条に議長についての規定があるため、そこに盛り込むことが妥当ではないかとの意見があり、議長から、どの規則に盛り込むかは最終的に提案したいとの発言があった。

委員から、委任状という手段は残した方が良いのではないかとの意見があり、議長から、会議で議論が進行し議論の中で結論が決まっていく場合に、予め意見を表明することが妥当なのかという問題があるため、委任行為は避けたいとの説明があった。

別の委員から、株式会社等の取締役会で取締役の白紙委任状は基本的にあり得ず、出席できなければその他の方の決議に従うしかないため、成立・議決要件の特例規定は削除すれば良いと考えるとの発言があった。

審議の結果、議長の属性に係る規定をどの規則に盛り込むかは再度審議することとして、提案内容についてそれぞれ異議なく議決された。

課題6以降は次回の会議において審議することとなった。

議決事項2. 業務執行状況の確認方法について

議長及び事務局から業務執行状況の確認方法について資料に基づき説明があり、審議の結果、原案通り議決された。